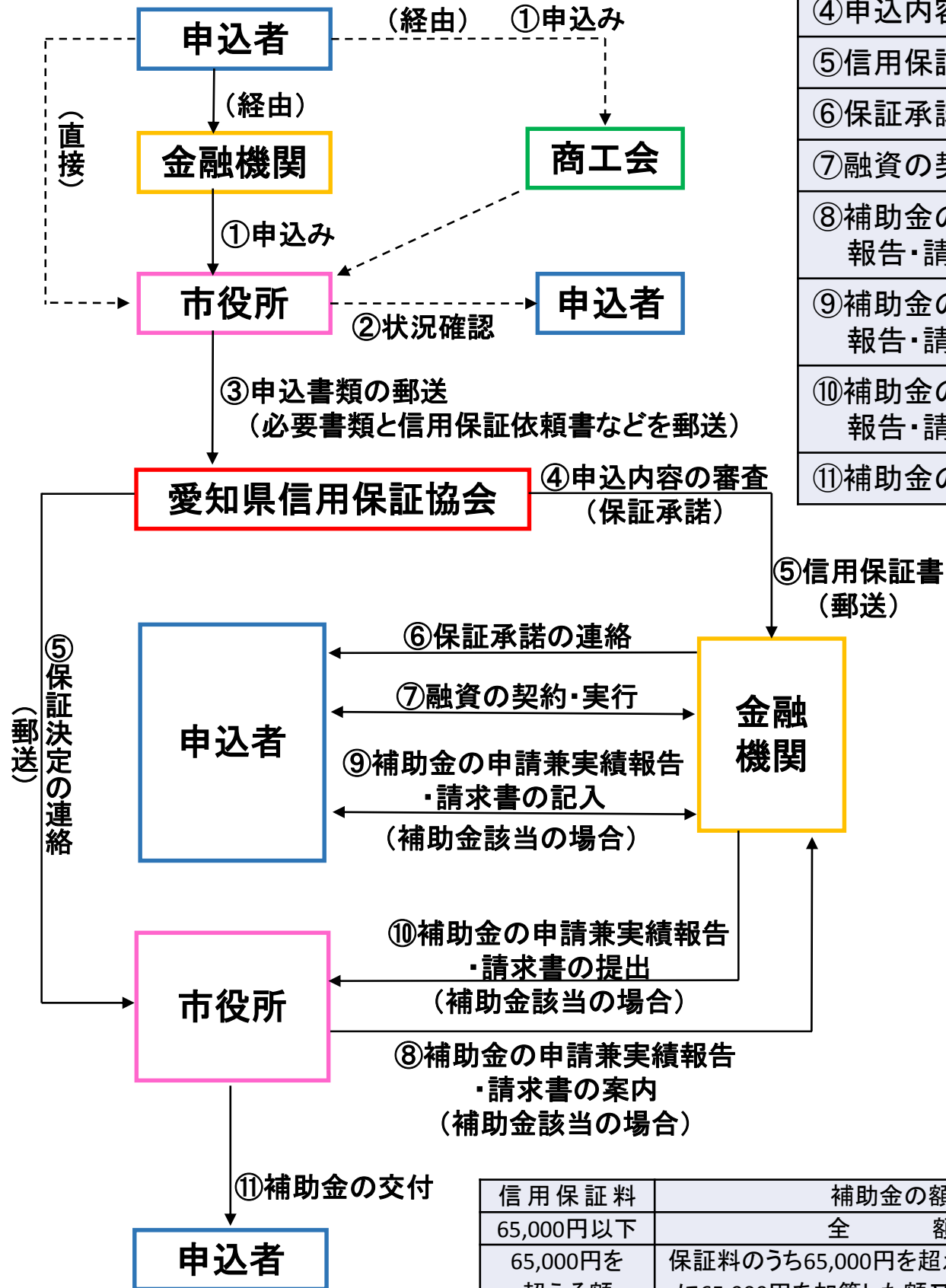


知多市小規模企業等振興資金等融資保証料補助金 の手続きについて(振、振小)

補助金の交付条件

- (注) 補助金の申請は、融資の実行日から起算して30日以内に金融機関を経由して市長に提出してください。30日以内に提出がない場合、補助金は交付できません。
- (注) 同一年度内の補助累計限度額は、120,000円です。
- (注) 補助事業者が、以前に補助金の交付を受けた融資の債務残高を完済条件にしている場合(繰上償還、借換)は、補助金が交付されない可能性があります。

- ① 申込み
- ② 状況確認
- ③ 申込書類の郵送
- ④ 申込内容の審査
- ⑤ 信用保証書の発行
- ⑥ 保証承諾の連絡
- ⑦ 融資の契約・実行
- ⑧ 補助金の申請兼実績報告・請求書の案内
- ⑨ 補助金の申請兼実績報告・請求書の記入
- ⑩ 補助金の申請兼実績報告・請求書の提出
- ⑪ 補助金の交付



【問い合わせ】
 知多市役所 商工振興課 商工担当
 電話: 0562-36-2662 (直通)
 FAX: 0562-32-1010

信用保証料	補助金の額
65,000円以下	全額
65,000円を超える額	保証料のうち65,000円を超える額の2分の1に65,000円を加算した額又は120,000円のいずれか少ない方の額

※ただし、100円未満は切り捨て